

# 建築士事務所の開設者の皆様へ (島根県からのお知らせ)

建築士法に関して、以下の3点についてお知らせします。

- ① 業務報告書は提出されましたか？
- ② 管理建築士講習を受講されましたか？
- ③ 定期講習を受講されましたか？

島根県土木部建築住宅課  
建築指導スタッフ

※このお知らせは既に対応済みの事務所を含め、島根県内全ての建築士事務所に送付しています。

※国土交通省からも同様な内容のハガキが送付されています。

# ① 業務報告書は提出されましたか？

「設計等の業務に関する報告書」については、**毎事業年度の経過後3ヶ月以内**に島根県知事に提出することが義務づけられています。

事業年度が終了しましたら3ヶ月以内に、速やかに提出していただきますようお願いいたします。

- 毎事業年度の末日から3ヶ月以内に毎年、提出してください。

例) ・事業年度4月1日～3月31日の法人の場合

→ 平成22年4月1日～6月末の間に提出してください。

・個人登録の建築士事務所の事業年度は、1月～12月末となります。

→ 平成22年1月1日～3月末の間に提出してください。

※提出部数は2部です。(1部はコピー可)

※既に提出時期が過ぎている過年度分については早急に提出してください。

- 提出された報告書は県民から申請があった場合、閲覧に供します。

- 詳細及び書式は、島根県建築住宅課のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/>

- 根拠法令：建築士法第23条の6、第23条の9、第41条

(報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。)

- 提出先：隠岐支庁県土整備局 建築部  
各県土整備事務所 //

- お問い合わせ：島根県土木部建築住宅課

建築指導スタッフ 建築士法担当

電話 0852-22-5219



## ② 管理建築士講習を受講されましたか？

新規に建築士事務所を開設する場合の管理建築士は、管理建築士講習の受講修了者でなければなりません。

また、すでに建築士事務所の管理建築士である方は、平成23年11月27日までに管理建築士講習を受講する必要があります。

**平成23年11月27日までに受講をされなかった場合は、その者が管理する建築士事務所は、登録が取り消されます。**

開設者の方は速やかに管理建築士に受講させてください。



### ○ 講習実施機関

- ・財団法人 建築技術教育普及センター (TEL : 03-5524-3105)

[http://www.jaeic.or.jp/navi\\_kousyu.htm](http://www.jaeic.or.jp/navi_kousyu.htm)

※島根県では、(社)島根県建築士事務所協会 (TEL : 0852-23-2582) が受付事務を行っています。

- ・株式会社 総合資格学院法定講習センター (TEL : 050-5541-7500)

<http://www.shikaku-center.jp/>

### ○ 根拠法令：建築士法第24条

- 管理建築士の退職など不測の事態に備え、ほかの所属建築士の方も受講されることをお勧めします。

### ○ お問い合わせ：島根県土木部建築住宅課

建築指導スタッフ 建築士法担当

電話 0852-22-5219

### ③ 定期講習を受講されましたか？

建築士事務所に所属する建築士は、3年以内ごとに定期講習を受講する必要があります。

定期講習の初回の受講期限は平成24年3月31日までです。

**平成24年4月1日以降も未受講のままである場合、建築士事務所に所属する建築士は、行政処分の対象となることがあります。**

開設者の方は速やかに所属建築士の受講を勧めてください。講習内容は一級、二級、木造それぞれに別れています。



#### ○ 講習実施機関

- ・財団法人 建築技術教育普及センター (TEL : 03-5524-3105)

[http://www.jaeic.or.jp/navi\\_kousyu.htm](http://www.jaeic.or.jp/navi_kousyu.htm)

※島根県では、(社)島根県建築士会 (TEL : 0852-24-2620)、及び(社)島根県建築士事務所協会 (TEL : 0852-23-2582) が受付事務を行っています。

- ・株式会社 日建学院 (TEL : 0120-243-229)

<http://www.nik-g.com/course/kenchikushi/>

- ・株式会社 総合資格学院法定講習センター (TEL : 050-5541-7500)

<http://www.shikaku-center.jp/>

#### ○ 根拠法令：建築士法第22条の2

- 開設者は所属建築士の受講記録を記載した書類を、建築士事務所に備え付ける必要があります。

- (社)島根県建築士会主催の「建築士のための知事指定講習」とは異なりますので、ご注意ください。

#### ○ お問い合わせ：島根県土木部建築住宅課

建築指導スタッフ 建築士法担当

電話 0852-22-5219